

## 紀南環境広域施設組合低入札価格調査による失格判定基準

### 〈Ⅰ〉失格基準比率表等による失格

以下に該当する場合は、その後の調査を行うことなく失格とする。

1. 低入札価格調査に必要な書類の提出がない場合
  - (1) 調査様式の提出が全くない場合
  - (2) 調査様式の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2. 提出した工事費内訳書に記載された直接工事費(相当)額、共通仮設費額、現場管理費(相当)額、一般管理費額が、以下に該当する場合
  - (1) 直接工事費(相当)額が、以下の失格基準比率表の直接工事費(相当)額95%(1,000円未満切り捨て)未満の額である場合
  - (2) 共通仮設費額、現場管理費(相当)額、一般管理費額を合計した諸経費の額が、以下の失格基準比率表の共通仮設費額70%(1,000円未満切り捨て)、現場管理費(相当)額70%(1,000円未満切り捨て)、一般管理費額30%(1,000円未満切り捨て)を合算した諸経費の額未満の場合
  - (3) 上記(1)、(2)の条件を満たしていても、共通仮設費額、現場管理費(相当)額、一般管理費額のいずれかが、失格基準比率表に示された比率の1/2未満(共通仮設費額35%、現場管理費(相当)額35%、一般管理費額15%、いずれも1,000円未満切り捨て)の額である場合

失格基準比率表

工種	直接工事費(相当)額	共通仮設費額	現場管理費(相当)額	一般管理費額
土木・建築等	95%	70%	70%	30%

※いずれも1,000円未満切り捨てとする。

※なお、建築関連工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「直接工事費相当額」及び「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次のとおり運用する。

・建築工事(電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む)については、直接工事費の90%を直接工事費相当額とし、現場管理費に直接工事費の10%を加えた額を現場管理費相当額とする。

### 〈Ⅱ〉書類調査による失格

提出書類の調査段階で、以下の項目に該当する場合は失格とする。

1. 低入札価格調査に協力しない場合
  - (1) 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限(調査日)に整わない場合(追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。)
  - (2) 事情聴取に応じない場合
  - (3) 事情聴取に当たり、当該事情聴取に対応できる担当者の出席がない場合
2. 合理的な理由がある場合を除き、設計仕様書等に適合しない場合

- (1) 組合が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合
- (2) 材料・製品について、組合が示した設計仕様に適合した品質・規格を満たしていない場合
- 3. 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
  - (1) 算出根拠が明確でない場合
  - (2) 下請け見積額又は材料見積額が適正に計上されていない場合
  - (3) 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
  - (4) 手持資材の確認ができない場合
  - (5) 自社機械の所属等が確認できない場合
  - (6) 自社従業員の雇用関係が確認できない場合
  - (7) 配置予定技術者（監理技術者）の person 費、契約保証料、工事登録費用等、必要な経費が計上されていない場合
  - (8) 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
  - (9) 工期内の定期的な安全パトロール及び作業時の安全監視に係る人員の配置と経費が明確に示されていない場合
- 4. 労務費が抑制されている場合
  - (1) 和歌山県の最低賃金価格を下回っている場合
- 5. 建設副産物の処理が適正でない場合
  - (1) 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
  - (2) 合理的な理由がある場合を除き、建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様等に合致していない場合
- 6. 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
  - (1) 監理技術者等が重複選任になる場合
  - (2) 配置予定技術者（監理技術者）の常雇用関係が確認できない場合
  - (3) その他法令違反
- 7. 上記のほか、適正な工事の施工がなされないと認められる場合
  - (1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、調査日まで不起訴となった場合は除く）
  - (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請け代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く）
  - (3) 調査報告書の内容の一部を故意に事実と反する内容としたことが判明した場合

#### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。